

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業に関するQ&A

※国のQ&Aを抜粋したものです。実際の運用・解釈は厚生労働省の補助金交付要綱等に従うこととなりますので、あらかじめご了承ください。
広島県健康福祉局ワクチン政策担当作成 (R4.9.27更新)

Q1 医療機関に属していないフリーの医師・看護師個人に補助できるか。	A1 本事業は、派遣元の医療機関に対する補助であり、医療機関に属していないフリーの医師・看護師(個人)は対象になりません。
Q2 医師が1人しかいない医療機関(医師=事業主の場合)等については、派遣元の医療機関に対する補助として整理すれば補助可能か。	A2 可能です。
Q3 対象となる「医療機関」とは、医療法第一条の五で規定する「病院」及び「診療所」を指すのか、同法第一条の二の2で規定する「医療提供施設」を指すのか、どちらか。	A3 医療機関は、病院及び診療所です。
Q4 派遣元の「医療機関」には歯科診療所も含まれるのか。	A4 歯科診療所も含まれます。
Q5 本事業の上限額として、医師7,550円、看護師2,760円とあるが消費税はどのように考えるのか。	A5 消費税も含めた上限になります。

<p>Q6 「時間外・休日の医療機関」からの派遣が補助対象となるとされているが、時間外・休日は、どのような場合が該当するのか。</p>	<p>A6 「時間外・休日の医療機関」の「時間外・休日」は、診療報酬の時間外加算・休日加算を参考にして、「当該医療機関が表示する診療時間以外の時間」及び「休日」が該当するものであり、以下が標準となります。</p> <p>「時間外」は、概ね午前8時前と午後6時以降（土曜日の場合は、午前8時前と正午以降）及び休日以外の日を終日診療日とする医療機関における当該休診日。ただし、午前中及び午後6時以降を診療時間とする医療機関等、標準によることが困難な医療機関については、<u>その表示する診療時間以外の時間をもって時間外として取り扱います。</u></p> <p>「休日」は、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3号に規定する休日。なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱います。 ※お盆休みを設けている場合であっても、休診日として標榜していなければ、休日・時間外の対象とはなりません。</p>
<p>Q7 A病院には診療科が複数あり、診療科ごとに休診日が異なる。(例)A病院としての休診日は日曜日のみ。B診療科の休診日は水曜日と日曜日とする。)B診療科の医師が水曜日に集団接種会場に派遣される場合に、A病院は休日の派遣として本財政支援を受けられるか。</p>	<p>A7 「時間外・休日」は「当該医療機関が表示する診療時間以外の時間」及び「休日」が該当するものであり、特定の診療科が休診であることをもって対象となるものではありません。</p>
<p>Q8 医療機関Aが通常の診療時間の一部(例:金曜14時～17時など)を休診とし、休診とした時間帯に当該医療機関の医師等を集団接種会場に派遣した場合は、対象となるか。</p>	<p>A8 当該医療機関が休診について予め表示した上で、医療従事者を集団接種会場に派遣した場合は、時間外として補助の対象となり得ます。このため、休診について予め表示すれば、対象となります。</p>
<p>Q9 派遣される医師・看護師が、派遣元の医療機関におけるシフト上、時間外・休日に該当する場合に補助対象となるか。</p>	<p>A9 「時間外・休日」は「当該医療機関が表示する診療時間以外の時間」及び「休日」が該当するものであり、派遣される医療従事者が勤務シフト外であることをもって対象となるものではありません。</p>
<p>Q10 派遣先から医療従事者個人に対して報償が支払われているが、実態としては、「医療機関の職員がその医療機関の了解のもと、集団接種会場へ行く」場合、当該職員が不在の間の派遣元医療機関の体制確保のための費用として、派遣元の医療機関が申請することは可能か。</p>	<p>A10 可能です。</p>

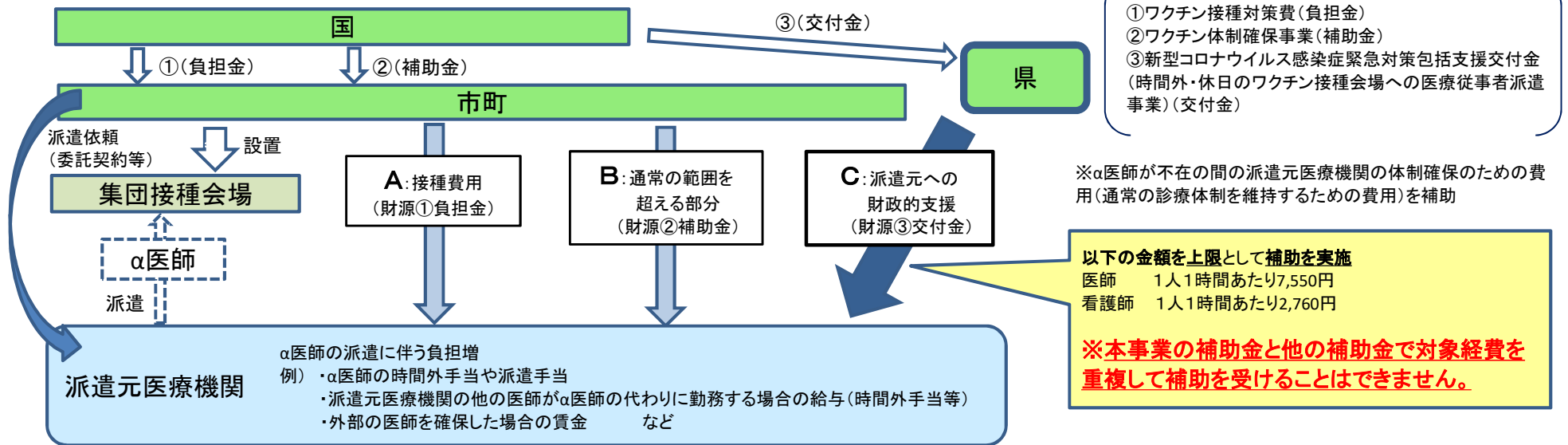
<p>Q11 「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」における看護師等の「等」にはどの医療従事者まで含まれるのか。</p>	<p>A11 「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」の「医師以外の医療従事者」については、ワクチン接種を行う看護師・准看護師・歯科医師・救急救命士・臨床検査技師が対象となります。(薬剤師や事務職員を含みません。)</p>
<p>Q12 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣について、歯科医師を派遣する場合は、補助の上限額はいくらになるのか。</p>	<p>A12 歯科医師1人1時間当たり、2,760円が補助の上限額になります。</p>
<p>Q13 県内で自治体が開設する全ての集団接種会場が対象となるのか。</p>	<p>A13 本県においては、緊急事態宣言による緊急事態措置の実施等の県内の実状に応じて、県内で市町が開設する全ての集団接種会場を対象としています。また、県が設置する集団接種会場も対象となります。</p>
<p>Q14 職域接種での集団接種会場への派遣も対象となるか。</p>	<p>A14 職域接種は対象となりません。</p>
<p>Q15 市町と医師会との業務委託契約により医師・看護師等を手配し、出務料が委託料として医師会に支払われ、その後、医師会から各医師・看護師等に支払いが行われた場合も対象となるのか。</p>	<p>A15 本事業は、派遣元医療機関に対して補助を行うものであり、派遣元医療機関が負担する派遣された医師、看護師等の基本給や派遣手当、旅費、保険料のほか、当該派遣に伴い勤務に影響を受ける職員の基本給や手当等も対象経費となり得ます。 ただし、本事業の補助金と他の補助金で対象経費を重複して補助を受けることはできませんので、派遣元医療機関において、本事業の補助金を充当する経費と、他の補助金を充当する経費が重複しないように、それぞれの用途を切り分けて整理するようにしてください。</p>

<p>Q16 大学医学部に所属する医師・看護師が時間外・休日に集団接種会場に派遣された場合、大学を医療機関とみなし、本事業の対象となるか。</p>	<p>A16 集団接種会場に医療従事者を派遣する派遣元の医療機関が対象となります。大学を含め、医療機関でない場合には、補助の対象とはなりません。</p>
<p>Q17 「1人1時間あたり」とあるが、移動時間や休憩時間を含めてよいのか。</p>	<p>A17 集団接種会場においてワクチン接種業務に従事した時間が対象となります。ワクチン接種業務として準備や経過観察、待機、補助・見回りを行う時間は対象となり得ますが、休憩時間・移動時間は対象なりません。効率的なワクチンの接種の実施のため、看護師でなくとも行える業務は、看護師以外が行ってください。</p>
<p>Q18 接種会場での従事時間が1.5時間の場合、上限額はどう計算するのか。</p>	<p>A18 例えば医師で1.5時間の場合、7,550円/時間×1.5時間が上限になります。</p>
<p>Q19 一つの医療機関が同日に3名の医師を派遣し、各人が2時間25分従事した場合はどう計算するのか。</p>	<p>A19 原則として、派遣された者ごとの上限額であり、例えば医師で2時間25分が3人の場合は、それぞれ「7,550円/時間×145/60時間」が上限となります。</p>
<p>Q20 A市が集団接種会場の運営を医療機関Bに委託等し、医療機関Bが集団接種会場となる場合、当該医療機関Bは補助対象となるか。</p>	<p>A20 当該医療機関Bが、集団接種会場である医療機関B自身に医療従事者を派遣することは通常考えにくい(補助対象にはならない)と思われます。</p>

<p>Q21 医療機関の職務命令等に基づかず、医師等個人が医療機関の兼業許可を受けるなどして、時間外・休日に集団接種会場でワクチン業務に従事し、市町から謝礼を受け取る場合、本事業の対象となるのか。</p>	<p>A21 医療従事者が医療機関と関係なく集団接種会場に行った場合ではなく、医療機関が医療従事者を集団接種会場に派遣した場合に対象となり得るものです。(職務命令等を行うかは医療機関の判断によります。)</p>
<p>Q22 派遣された医師・看護師等への派遣手当の支給がなければ、本事業の対象とならないのか。</p>	<p>A22 派遣元医療機関が負担する派遣された医師・看護師等の基本給や派遣手当、旅費、保険料のほか、当該派遣に伴い勤務に影響を受ける職員の基本給や手当等も対象経費となり得るものであり、派遣された医師・看護師等への派遣手当の支給が必ず必要とはなっていません。</p>
<p>Q23 補助金の対象となる期間はいつからいつまでか。</p>	<p>A23 対象となる期間は 第1期:令和3年4月1日～令和3年12月4日(申請〳切令和3年12月24日) 第2期:令和3年12月5日～令和4年3月31日(申請〳切令和4年4月15日) 第3期:令和4年4月1日～令和4年8月6日(申請〳切令和4年8月31日) 第4期:令和4年8月7日～令和4年10月1日(申請〳切令和4年10月31日) 第5期:令和4年10月2日～令和4年12月31日(申請〳切令和5年1月31日) 第6期:令和5年1月1日～令和5年3月31日(申請〳切令和5年4月10日) となります。各対象期間をそれぞれ一括して申請書を作成し、派遣終了後に御提出ください。</p>

<参考:Q10, Q15関連>

派遣元医療機関がα医師を派遣した場合のイメージ(市町からの負担金・補助金との関係)



市町村と派遣元医療機関との契約内容が以下の場合

【パターンⅠ】 Aに時間外・休日に係る接種費用分を計上している場合
⇒派遣元医療機関への支払いは、AとC(重複しない)

【パターンⅡ】 Aに時間外・休日に係る接種費用分を計上しているが、さらに通常を超える対応等の費用をBに計上している場合
⇒派遣元医療機関への支払いは、AとBとC

ただし、Bで計上した費用はCでは計上できない。(重複できない。)